

仕 様 書

1 件名

投融資先等のマネロン等審査を実施するためのサービスの調達

2 調達の概要

株式会社ゆうちょ銀行（以下「当行」という。）では、投融資業務において、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融防止のための審査（以下「マネロン等審査」という。）を、投融資先・投融資先主要役員・投融資先主要株主（実質的支配者）（以下「投融資先等」という。）に対して実施するため、当該審査の実施に必要なWebサービスを調達する。

3 契約期間

契約締結日から2025年6月30日（以降、1年単位の自動更新条項付）

4 利用するサービスの要求要件等

サービス提供者は、当行の投融資業務において、投融資先等に関するマネロン等審査に利用可能な、以下の要件を満たすサービスを提供すること。

(1) 関係国等の制裁リスト等との照合サービス

関係国等の制裁リスト^{※1}及びPEPsリスト^{※2}と照合を行い、投融資先等がリスト掲載者でないことを投融資前に確認する審査に利用可能なサービス。

※1 以下のリストを含むこととし、データの更新が遅滞なく行われていること。特に財務省の資産凍結等経済制裁対象者（MOF List）については、外務省告示の発出日（休日である場合には翌営業日）以降速やかにリスト更新に着手し、対応着手日の翌営業日までに差分照合が完了すること。

- また、照合対象を当行にて変更可能であること。
- 財務省の資産凍結等経済制裁対象者（MOF List）
- OFAC-SDN List
- OFAC Non-SDN List
- Department of Commerce - Bureau of Industry and Security List(BIS)
- Department of state - Cuba restricted List(CRL)
- Department of the Treasury - Countering America' s Adversaries Through Sanctions Act(CAATSA)
- Financial Crimes Enforcement Network(FinCEN)
- EU (European Union List)
- HMT (Her Majesty Union List、United Kingdom List)
- UN (United Nations List)

※2 日本国内PEPs、海外PEPs、国際機関PEPs（国連等の国際機関において重要な公的地位にある者）を含むこととし、データの更新が遅滞なく行われていること。

また、照合対象を当行にて変更可能であること。

(2) 不芳情報との照合サービス

投融資にあたって考慮すべき投融資先等に関する不芳情報^{※3}がないか、投融資前に確認する審査に利用可能なサービス。

※3 マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融、金融犯罪に関する報道を含むこととし、データの更新が遅滞なく行われていること。
また、照合対象を当行にて変更可能であること。

(3) ハイリスク国リストとの照合サービス

投融資先等の所在する国と当行が登録するハイリスク国リストとを照合し、投融資先等がハイリスク国に所在しないことを投融資前に確認する審査に利用可能なサービス。

(4) 継続的スクリーニングサービス

上記(1)、(2)に記載する関係国等の制裁リスト、PEPsリスト及び不芳情報は自動で更新され、上記(3)に記載するハイリスク国リストは手動で更新が可能で、それぞれの更新の都度、上記(1)～(3)に記載する照合を自動で実施し、投融資後の継続的スクリーニングに利用可能なサービス。

(5) 共通事項

- ・ あいまい検索機能を有し、その設定について、当行にて変更可能であること。
- ・ 上記(1)～(4)のサービスを利用して実施するマネロン等審査の結果の記録が保存され、審査後に、適宜参照・出力可能であること。
- ・ 日本語のインターフェイスを有すること。

5 サービス提供者に対する要求要件

- (1) サービス提供中に、利用方法の変更等が予定される場合において、随時、当行における必要な準備に関与すること。
- (2) システム障害発生時には、速やかに必要な対処を行うこと。
- (3) 日本語対応可能なスタッフが常駐していること。
- (4) 本件と同様のサービスについて、国内及び国外において十分な導入実績があること。

6 マネロン等審査の対象先数及びサービス利用者数

- (1) サービス利用開始時における、マネロン等審査の対象先数の上限と想定内訳は以下のとおりとする。

対象先数 : 10,000 先

内訳 : 投融資先 : 1,300 先、投融資先主要役員 : 6,800 先、投融資先主要株主（実質的支配者） : 1,900 先

(2) サービス利用開始時における、サービス利用者数は 70 名（70 名は、10 のグループに所属）を上限とする。

7 納入スケジュール

2024 年 7 月末までにサービスの導入を完了すること。

なお、サービスの利用は、契約締結後準備でき次第開始することとする。

8 守秘義務

サービス提供者は、法令の定めに基づく権限のある官公署からの開示要求等を除き、サービスを提供する中で当行から開示された情報等を本サービスの提供目的以外に、使用又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講じること。

9 その他

詳細については、主管部（TEL:03-3477-1932）の指示によること。